

## 佐久広域連合第6次広域計画【令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)】素案意見募集について

### 【意見募集実施結果】

件名	佐久広域連合第6次広域計画【令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)】素案
意見募集期間	令和7年10月9日(木)から令和7年11月6日(木)午後5時まで
意見提出件数	2件

### 【意見内容】

No.	項目	意見内容	見解
1	広域計画の策定にあたり第4項地域の将来像	<p>①「…若者達が定着し、多様な人が交流し、<u>互いの人権を尊重しあい、持続可能な共生社会</u>…」とされたい。</p> <p>②「地域づくりの3つの視点」について(3)「ふれあい」と「交流」による活力ある<u>共生社会</u>づくりとされたい。</p> <p>③(7)の「誰一人取り残さない持続可能な地域づくり」を「<u>差別なく人権が守られ、誰一人…</u>」とされたい。</p>	<p>令和7年12月1日開催の佐久広域連合広域計画策定委員会における協議結果を参考とし、意見のとおり修正するとともに、男女共同参画の推進について追記を行います。</p>
2	広域計画の項目として、新たに「 <b>広域的な差別撤廃の推進に関すること</b> 」を加えられたい。	<p><b>【経緯】</b></p> <p>「部落差別撤廃は、国民的課題であり行政の責務である」とした1965年の「内閣同和対策審議会答申」を受けて、1969年に制定された「同和対策事業特別措置法」以来33年に亘って同和行政・同和教育が取り組まれてきました。その後、一般対策に同和政策としての視点で差別撤廃・人権尊重施策を展開していくために、各市町村で「差別撤廃・人権擁護条例」を制定してきました。</p> <p>しかし依然、差別の実態が続いているとして、2016年に「障がい者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」などとともに「部落差別解消法」が制定されました。これを受けて各市町村でもさらに充実した取り組みを進めるよう新たな条例制定及び改正をしてきました。また、長野県でも新たに「人権条例」制定に向けて取り組まれているところです。</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>これまで進めてきた人権同和行政・教育によって、被差別部落の住環境整備などの面では大きく改善してきました。しかし今日もなお結婚問題などの意識面においては大きな課題があります。さらにインターネット上では差別や人権侵害がより深刻な状況にあります。</p> <p>世界的にも国内においても今日、人権問題は大きな課題となっており、とくに少子高齢化による社会構造が大きく変化する中で、今後は多文化共生社会・人権のまちづくりが広域的にも問われています。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>これからは、地方分権社会がいつそう進むなか、従来の市町村の枠を超えた佐久地域が一体となって「人権のまちづくり」を目指していく必要があります。そのために、とりわけ人権同和教育を一丸となって推進していくための「佐久地区人権同和教育推進センター」(仮称)を設置していきます。</p> <p><b>【施策の展開】</b></p> <p>①関係機関と連携した相談・支援体制の整備と職員の人材育成及び専門職員の配置等、センター機能の強化を図る。</p> <p>②地域の人権同和教育推進の人材育成と定着支援に向けて、研修会等の開催及びフォローアップ体制を整備して、地域の人権同和教育推進体制の強化を図る。</p> <p>③被差別部落当事者団体等と連携し、差別のない誰もが人権が尊重され、安心して暮らすことができる「人権のまちづくり」を進めていく。</p> <p>④1977年から継続している「部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会」を継承し、さらに内容の充実強化を進めていく。</p>	<p>令和7年12月1日開催の佐久広域連合広域計画策定委員会における協議結果を参考とし、広域計画の項目として、新たに「広域的な差別撤廃の推進に関すること」は加えません。</p> <p>今後、修正する第4項『地域の将来像』に基づき長野県人権啓発センター、東信教育事務所等関係機関や関係団体との連携強化とともに、佐久広域連合が担う役割について事務事業を所管する県、組織市町村等と検討を行います。</p> <p>なお、人権・同和教育等については新たに素案「5視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関すること」【今後の方針】に記載していません。</p>